# 「環境影響評価法施行令の一部を改正する政令案」に対するパブリックコメントの結果について

## １．概要

（１）意見募集期間：令和元年５月10日（金）～６月10日（月）
（２）告知方法　電子政府の総合窓口、環境省ホームページ及び記者発表
（３）意見提出方法　電子メール、郵送又はファックス

## ２．意見提出数

意見の提出者数：15通（意見の件数：18件）

【内訳】

| | |
|---|---|
| 自然保護団体 | １通 |
| 民間事業者 | ２通 |
| 個人 | ４通 |
| 匿名 | ８通 |

## ３．意見の内容とそれに対する考え方

| 意見の対象項目 | 意見の概要 | 件数 | 意見に対する考え方 |
|---|---|---|---|
| ２．（１）対象事業の規模要件（別表第1関係） | 面積要因で対象事業とするか判断すべき。 | 1 | 環境影響評価法は、免許等の判断に当たって、環境影響評価手続による環境への適切な配慮を行うことを求めていることから、電気事業法との整合性が求められ、簡便性の観点からも、出力を指標とすることが適当と考えております。 |
| | 第一種の規模要件として40MW（100ha相当）以上、第二種として30MW（75ha相当）以上では大規模すぎる。もっと小規模なものから対象とすべき。 | 8 | 法は、第1条で「規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業」について環境影響評価を行うものと定めており、我が国の環境影響評価制度では、法と環境影響評価条例とが一体となってより環境の保全に配慮した事業の実施を確保してきていることから、太陽光発電事業の規模要件についても、法対象の水準は、環境影響評価条例の水準と比較してより大きな規模に設定すべきであり、規模要件の水準については、影響が著しくなると考えられる100ha相当の出力を目安として設定しております。法対象とならない規模の事業についても環境影響評価条例の対象とすることが考えられること、及び条例の対象ともならないような小規模な事業であっても必要に応じてガイドライン等による自主的で簡易な取組を行うことで、規模の大小に限らず、適切に環境保全を図っていくことが可能となると考えております。 |
| | ・環境影響評価の要件に、事業規模以外に計画地周辺の状況も加えるべき。 | 1 | 環境影響評価法において、第二種事業については、地域特性等を考慮し、環境影響評価を実施すべきかどうか判定（スクリーニング）することとなっております。<br>スクリーニングに当たっては、環境影響を受けやすい地域等存在するかが判断基準の一つになっております。 |
| | 変更の事業について、他の例と同じく「４万kW以上の新設を伴う」とすると、手続き逃れのために、29千kWを１期とした設置工事が何期も繰り返されることが想定されることから、変更に関しては累計で判断するなどの手当てが必要。 | 1 | 環境影響評価法においては、特定の目的のために行われる一連の事業を同一事業とすることとしており、事業主体、工事の時期・場所のみで一律に判断されるのではなく、総合的に判断することとなっております。 |
| その他 | ・計画中の太陽光発電施設について、どの段階まで進んでいれば着工済みとして対象外となるのか。<br>・施行日前日までに林地開発許可を取得している事業あるいは工事計画届出を届出済の事業等は経過措置として対象外とすべき。 | 4 | 施行日（令和２年4月1日）までに電気事業法に基づく電気工作物設置の工事計画の届出がなされていれば、法第54条第１項により、法の手続は適用されません。電気工作物設置の工事計画の届出がなされておらず、条例アセス手続中の案件であって、法対象規模以上の事業がある場合には、法第53条に基づき告示で指定することにより、法手続への移行を行う予定です。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | ・運転開始期限の設定方法や経過措置等が十分に議論されていない現状では、公布日、施行日を延長すべき。 | 2 | 経過措置については、法第53条及び第54条に規定されており、FIT制度における運転開始期限の設定については総合資源エネルギー調査会において既に議論が取りまとめられていることから、公布日、施行日を延長する必要はないと考えております。 |
| | ・本政令公布以前であっても該当事業に対し、影響評価実施の勧告を行うべき。 | 1 | 施行日前の事業に対して勧告を行うことは法の不遡及の観点からできませんが、自主的にアセスメントを実施することが望ましいと考えます。 |